

高知県の人権について

高知県人権尊重の社会づくり条例第2条第2項
に規定する人権に関する実態の公表

令和7年2月

高 知 県

目 次

人権全般	1
同和問題	6
女 性	9
子 ど も	13
高 齢 者	17
障 害 者	21
高齢者・障害者（共通）	
I 日常生活自立支援事業	26
II 成年後見制度	28
H I V感染者等	
I エイズ患者・H I V感染者等	30
II ハンセン病元患者等	31
III 新型コロナウイルス感染者等	33
外 国 人	34
犯罪被害者等	37
インターネットによる人権侵害	42
災害と人権	45
性的指向・性自認	49
その他の人権課題	
I 刑を終えて出所した人	50
II ハラスメント問題	51
参考：人権に関する相談窓口など	54

高知県の人権について（人権に関する実態の公表）

私たちの社会には、女性に対する暴力や、子ども、高齢者、障害者への虐待やいじめ、犯罪被害者等への人権侵害、インターネット上での誹謗中傷^{ひぼう}や悪質な書き込み、性的少数者への差別的な言動、ハラスメントなど多くの人権問題が存在しています。

こうした人権問題を解決するためには、学校教育や社会教育をはじめ、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発を推進することにより、県民一人ひとりが人権について正しい認識と理解を深めていける十分な環境を整えることが必要です。

このため、県民の方々に身近に存在している人権問題に気付いていただくことを目的に、毎年高知県人権施策基本方針に掲げる同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、H I V感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認、ハラスメント等のその他の人権課題について、課題や相談・対応件数、人権尊重への取組などをとりまとめ、県人権・男女共同参画課のホームページで公表しています。

人権全般

1 人権尊重に向けた取組

高知県人権尊重の社会づくり条例

同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題への取組を推進し、真に人権が尊重される社会づくりに寄与することを目的として、平成 10 年 3 月に「高知県人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。

高知県人権施策基本方針

あらゆる人権問題の解決に向けて、人権教育・啓発の推進や個別の人権課題ごとの推進方針などを定めた「高知県人権施策基本方針」を平成 12 年 3 月に策定しました。この基本方針は社会状況の変化に伴う人権課題に対応していくため、平成 26 年 3 月に第 1 次改定を行い、これ以降は、5 年ごとに改定を行うこととし、平成 31 年 3 月に第 2 次改定を、令和 6 年 3 月に第 3 次改定を行いました。

第 3 次改定では、相談・支援体制の充実や、差別事象への対応力の強化に向けた取組などを盛り込み、それぞれの人権課題に関する令和 6（2024）年度から 5 年間の推進方針や、具体的な取組、達成目標を掲げています。

人権に関する県民意識調査

人権についての県民の意識を把握し、今後の人権施策を推進していくうえで基礎資料とすることなどを目的として、平成 14 年度、平成 24 年度、平成 29 年度、令和 4 年度に「人権に関する県民意識調査」を実施しました。

この調査は、5 年ごとに実施していくこととしており、令和 4 年度の調査は、18 歳以上の県民 3,000 人を対象に実施し、その結果を県人権・男女共同参画課のホームページで公表しています。

2 人権啓発に関する主な取組

人権啓発フェスティバル開催事業（第 25 回人権啓発フェスティバル「こころんフェスタ」）

開催日：令和 5 年 12 月 10 日（日）

会 場：高知市中央公園

内 容：人権作文コンテスト表彰式、それいけ！アンパンマンショー（2 回）、高校生のダンスパフォーマンス（高知中央高校ダンス部）、「障害者週間の集い」表彰式、盲導犬デモンストレーション、こころん子どもたちのじんけんミュージカル（高知リトルプレイヤーズシアター）、高齢バンザイ！ステージ（爺-POP from 高知家 ALL STARS）、浜端ヨウヘイ コンサート など



人権啓発研修企業リーダー養成講座開催事業

人権啓発研修ヒューマンパワー育成講座	2 講座	117 社	118 人
人権啓発研修ハートフルセミナー	5 講座		501 人

映画「たゆたえども沈まず」上映会

開催日：令和5年8月6日（日）

参加者：109人



人権啓発センター情報発信事業

季刊誌「こころんだより」の発行 年4回：各8,000部



講師派遣事業

自治体や企業等各種団体が行う人権啓発研修等に人権啓発センター所属講師を派遣

研修回数：1,296回 受講者：9,098人

（人権全般をテーマとした研修：1,123回 受講者2,759人）

人権ふれあい支援事業

民間団体が自主的に企画立案し、県民の人権意識の向上を目的として実施する事業への助成

支援団体：5団体 支援額（合計）：356千円

人権啓発電車・バス・列車運行事業

人権啓発電車

とさでん交通電車 1両

①掲出期間：令和5年 6月20日～7月20日

②掲出期間：令和5年 10月10日～12月10日

スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動事業

- ・人権野球教室（高知ファイティングドッグス）

開催日：令和5年11月18日（土）

参加者：77人

内 容：野球教室、高知ファイティングドッグス選手による人権スピーチ、人権に関するグループワーク、じんけん〇×クイズ等

- ・人権サッカー教室（高知ユナイテッドS C）

開催日：令和6年2月12日（月・祝）

参加者：44人

内 容：サッカー教室、高知ユナイテッドS C選手による人権スピーチ、人権に関するグループワーク、じんけん〇×クイズ等



人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「無意識に潜む思い込み」

株式会社V P Advisors

代表取締役 バイオレット・パチレオ 氏

掲 載 日：令和5年7月12日（水）

「高知県の人権に関する実態」の公表

令和5年11月

「高知県人権施策基本方針―第3次改定版―」の策定

令和6年3月

3 教育での取組

学校教育や社会教育をはじめ、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発を推進することにより、県民一人ひとりが人権について正しい認識を深めるとともに、人権感覚を高めていける環境を整えることが必要です。

そのために、令和2年3月に改定した高知県人権教育推進プランに基づき、人権が尊重された学校づくりへの支援、教職員や市町村担当者への研修等を実施しました。

また、いじめ問題の解決に向けて、人権尊重の意識が確立されるよう学校での教育や保護者等への啓発、教育相談の充実等の取組を実施しました。

人権教育主任連絡協議会

参加者： 286 人

人権作文コンテスト募集事業

応募総数： 105 校

※法務局、人権啓発センター、県教育委員会の共催で行い、広報活動や啓発活動にも役立てています。

人権教育研究推進事業

人権教育研究指定校事業：宿毛市立東中学校、高知東工業高等学校

高知県教育委員会人権教育担当指導主事等による、学校・PTA等への人権教育研修への支援

38 回

高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

- ・こどもの発達を支える生徒指導に関する調査研究事業

指定地域：3 市・3 中学校

- ・夢・志を育む学級運営のための実践研究事業

推進地域：1 市 推進校：3 小学校

- ・社会に開かれた生徒指導実践研究事業

推進地域：1 校区 推進校：1 中学校

スクールカウンセラー等活用事業

全公立小・中・高・特別支援学校に配置

スクールソーシャルワーカー活用事業

全市町村・学校組合に配置、全県立学校に配置

同和問題

同和問題とは

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けてきた問題です。

1 現状

令和4年（2022）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりする場合について尋ねたところ、「気にしたり、意識したりすることはない」とする答えが59.8%と半数を占めています。一方で、「気にしたり意識する」のは、「結婚するとき」が27.3%といった回答がありました。

また、同調査において、現在でも部落差別はあると思うか尋ねたところ、「ある」とする回答が75.2%、ないとする回答が20.0%という結果でした。

また、インターネット上で、特定の地域を同和地区として指摘するような書き込みもあります。

2 課題

これまでの同和教育や人権教育、啓発活動で積み上げられてきた成果を踏まえて、差別意識の解消に向けた教育・啓発活動に引き続き取り組み、同和問題の早期解決を目指していくことが求められています。

3 相談件数・対応件数

令和5年度に県人権・男女共同参画課が受け付けた同和問題に関する差別事象については発言が1件、インターネット上の書き込みが222件でした。また、同和問題に関しての相談は3件でした。

同和問題に関する差別事象の件数

単位：件

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
発 言	0	1	2	1	1
落 書 き	1	1	0	0	0
インターネット	54	134	26	32	—
インターネットモニタリング委託事業	—	—	—	—	222
合 計	55	136	28	33	223

※インターネット：4年度まではインターネット上の書き込みへの、県からの削除要請件数及び市町村等における受付対応件数の合計件数

※インターネットモニタリング委託事業：5年度からモニタリング作業を専門業者に委託
委託業者が削除要請等の対応を行った件数

4 人権侵害の事例と対応

差別事象事例（令和5年度中に県人権・男女共同参画課に連絡があったもの）

事例

相手方の親から、旧同和地区出身を理由とする差別発言、結婚の断りがあった。

対応

関係機関と協議の上、人権侵害救済制度を所管する法務局へ繋いだ。

インターネット上の差別的な書き込みへの対応

県人権・男女共同参画課では、令和5年度からインターネット上での同和問題に関する差別を助長する書き込みのモニタリング作業等を専門業者に委託し、サイト管理者に対して削除要請を行っています。令和5年度は、222件の書き込みについて削除要請を行い、128件の書き込みが削除されました。

5 人権尊重への主な取組

同和問題の解決に向けた取組を通して、人権尊重の意識が確立されるよう、あらゆる機会を通じた効果的な教育・啓発を実施しました。

第 50 回「部落差別をなくする運動」強調旬間啓発事業

強調旬間啓発事業

講 演：「3つの壁を打ち破ろう！-部落差別、
まだあるの？どこにあるの？なくせるの？-」

講 師：近畿大学名誉教授 奥田 均 氏

開催日：令和 5 年 7 月 13 日（木）

場 所：高知県立人権啓発センター 6 階ホール

参加者：103 人



高知新聞朝刊への広告掲載（半 5 段モノクロ）

令和 5 年 7 月 11 日

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「差別の現実 どこにある？」

近畿大学名誉教授 奥田 均 氏

掲 載 日：令和 5 年 6 月 24 日（土）

講師派遣事業（（公財）高知県人権啓発センター）

「同和問題」をテーマとした研修： 53 回

受講者：2,125 人

女 性

1 現状

配偶者（元配偶者含む）や同棲相手等の身近な人からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence・DV）の被害者は、多くの場合女性であり、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなる大きな課題です。

女性に対する暴力の背景には、「男性優遇」「女は男に従うべき」という旧来の社会通念や男女の経済的格差（「妻を養ってやっている」との思い）など、さまざまな社会的背景が存在していますが、いかなる理由でも暴力は許されるものではありません。

県では、平成 15 年に「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定するとともに、「こうち男女共同参画プラン」や「高知県DV被害者支援計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて啓発や人材育成など、さまざまな取組を行ってきました。

これらの取組の結果、令和元年度に実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査」では、過去の調査結果と比較して、県民のDVに対する意識の高まりが見られましたが、依然多くのDVに関する相談が女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）や、こうち男女共同参画センター「ソーレ」に寄せられています。

2 課題

これらの暴力の被害者の多くは女性であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、女性への差別意識や固定的な性別役割分担意識、男女間の経済格差等のさまざまな要因により長年解決されず、今日に至っています。

3 相談件数・対応件数

女性相談支援センターやこうち男女共同参画センター「ソーレ」に寄せられる相談及び一時保護において、DV関係が最も高い割合となっています。

（１）女性の悩みごと等の相談

女性相談支援センターとこうち男女共同参画センター「ソーレ」では、女性から寄せられるさまざまな悩みごと等の相談に対応しています。

女性の悩みごと等の相談件数

単位：件

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
女性相談支援センター	相談件数	1,213	1,197	1,020	1,121	1,062
	うちDV関係	547	474	290	347	343
	割合	45.1%	39.6%	28.4%	31.0%	32.3%
こうち男女共同参画センター「ソーレ」	相談件数	2,112	2,483	2,066	2,083	3,105
	うちDV関係	101	67	55	64	42
	割合	4.8%	2.7%	2.7%	3.1%	1.4%

※国への実績報告のため、女性相談支援センターは月ごとに実人数をカウントしている

※ソーレは実際に対応した件数が分かるよう、延べ件数でカウントしている

(2) DV被害者や行き場のない女性の緊急保護や自立支援

女性相談支援センターでは、DVや経済的な困窮等の理由により、行き場のない女性を緊急に保護したり、自立に向けた支援等を行っています。

保護・支援実績

単位：人

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
一時保護	人数	99	59	34	39	57
	うちDV関係	92	50	27	34	50
	割合	92.9%	84.7%	79.4%	87.2%	87.7%
自立支援	人数	0	1	2	1	0
	うちDV関係	0	1	1	1	0
	割合	0%	100%	50.0%	100%	0%

※人数には女性の同伴児（者）を含む

4 人権侵害の事例と対応

事例

- ・夫と口論になると叩かれたり突き飛ばされたりするが、夫は口が達者なので相談者は自分の言い分がおかしいように思い込まれる。また、夫が「相談者は話が通じない」と言いふらしているため、周囲に相談しても相談者が悪いと言われる。
- ・同居交際相手に行動を逐一報告させられ、自由に外出できない。携帯電話を毎日チェックされ、同僚男性と連絡を取ったことを理由に暴力を振るわ

れている。別れたいが「別れたら死ぬ」と言われ、別れられない。

- ・ 高齢の母親が成人した娘から「自分の人生がうまくいかないのは全て親のせい」となじられ、頻回に暴力に至っている。

対応

- ・ 暴力の危険があり安全な避難先が必要な場合の一時保護について説明し、夫の暴力について管轄の警察署に相談しておくこと、緊急避難時の携行品について助言した。
- ・ 本人の希望を確認のうえで犯罪被害者支援団体ほかの支援機関に繋ぎ、相談者が安全に生活できるよう連携して支援した。
- ・ 地域包括支援センターと連携し、同センターで安全な行き先が調整できるまでの間の一時保護を行った。

5 人権尊重への主な取組

県民のDVに対する意識を高めるための啓発活動のほか、DV被害者の早期発見・早期対応に向けた相談窓口の周知等にも取り組んでいます。

(1) 女性の人権やDV問題に関する県民への啓発

講演会

- ・ **DV防止啓発講演会（ソーレ、高知地方法務局、高知県人権擁護委員連合会、高知県女性保護対策協議会の共催、四万十市教育委員会協力）**

テーマ：「加害者がとらわれる『男らしさの病』とは」

講師：カウンセラー 斉藤 章佳 氏

開催日：令和5年11月13日（月）

場所：こうち男女共同参画センター「ソーレ」

参加者：470人【会場72人 オンライン18人 オンデマンド 380人】

市町村・地域での研修等への講師派遣

- ・ ソーレサポーター講師派遣（DV問題）：2件 573人
- ・ ソーレ職員派遣（DV問題）：2件 284人

講師派遣事業（（公財）高知県人権啓発センター）

「女性」をテーマとした研修：4回

受講者：235人

その他 広く県民を対象とした啓発

- ・ 女性団体等への助成事業 ソーレえいど事業（４団体）
- ・ ソーレ情報誌（４回）、ソーレメルマガ（１２回）、啓発パネル貸出（１３件）
- ・ 県内６クラブの国際ソロプチミストや女性保護対策協議会等の民間女性支援団体と連携した啓発・広報活動の実施（啓発物の作成・配布、啓発のぼり旗の設置等）
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（１１月１２日～２５日）に合わせたパープルライトアップ
高知城（１１月１２日、１３日）、鏡ダム及び永瀬ダム（１１月１２日～２５日）
- ・ 県広報媒体（広報紙・ラジオ等）を活用した広報の実施
- ・ 公共交通機関（路線バス）車内及びバス待合所へのポスター掲示
（バス４０台及び待合所３か所、２週間）

（２）ＤＶ被害者支援関係団体との連携強化

県内５ブロックでのＤＶ関係機関連絡会議の開催

子ども

1 現状

児童福祉法においては、子どもが権利の主体であることが位置づけられ、本県においても、子どもの健やかな成長発達を支援する体制づくりや、子どもの権利擁護の取組等を進めています。

2 課題

しかしながら、少子化や核家族の進行、家庭・地域での子ども同士のふれあいの機会が減少するなど、子どもと家庭を取り巻く環境の変化に伴い、非行、いじめ、児童虐待、体罰など、さまざまな問題が深刻化しており、その早急な解決が求められています。

3 相談件数・対応件数

(1) 児童虐待相談件数の概要

令和5年度の児童虐待受付件数は、令和4年度の726件から650件に、また、相談受理後に調査し、虐待と認定し対応した件数については501件から448件に減少していますが、令和3年度と同程度の件数となっています。

児童相談所における児童虐待相談件数及びその内訳

単位：件

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受付件数	697	799	655	726	650
対応件数	458	583	452	501	448
全国の対応件数	193,780	205,044	207,660	214,843	未発表

※対応件数は、相談受理後に調査し、虐待と認定し対応した件数

(2) 県内の国公私立学校におけるいじめの認知件数（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査＜文部科学省＞）

県内の国公私立学校における令和5年度はいじめの認知件数は3,583件で、令和4年度と比べて166件減少しました。いじめ防止対策推進法が平成25年に施行されて以降、各学校においていじめを積極的に認知するという姿勢で取り組んできたことの表れだと捉えており、早期発見・早期対応につなげています。

県内の国公私立学校におけるいじめの認知件数

単位：件

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
小学校	2,645	2,725	2,698	2,771	2,581
中学校	781	653	596	650	685
高等学校	376	329	322	289	258
特別支援学校	53	39	56	39	59
計	3,855	3,746	3,672	3,749	3,583

4 人権侵害の事例と対応

児童虐待について

児童虐待は、子どもに対する最も重大な権利侵害であり、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次世代に引き継がれるおそれもあります。子どもに関わる全ての人々が常にこうした認識に立ち、「子どもの権利擁護」を図ることが必要です。また児童虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、法律では体罰の禁止を規定しています。

児童虐待は、保護者等が子どもに対して次のような行為等を行うことを言います。

a 身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を締める、縄などにより一室に拘束する、などの行為

b ネグレクト（保護の怠慢等）

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、重い病気になっても病院に連れて行かない、自動車の中に放置するなどの行為

c 心理的虐待

言葉による脅し、無視や拒否的な態度をとる、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス）、きょうだいに虐待行為を行うなどの行為

d 性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は性器を触らせる、ポルノグラフィの被写体などにするなどの行為

対応

- ・子どもの命の安全を最優先に考え、安全が確保されない場合は家庭から分離をすることもある。
- ・家庭調査等をして、虐待が起こった背景や課題を評価し、再び虐待が起こらないためにはどうしたらいいかを保護者と一緒に考える。
- ・関係機関と情報共有し、子どもが安全安心に養育されるように支援する。

いじめの状況

県内の国公立学校における令和5年度のいじめの認知件数は3,583件で、令和4年度と比べて166件減少しました。

いじめの認知については、各学校において、アンケートや面接など複数の方法を用いて、積極的にいじめを認知するよう取組を進めています。

令和5年度のいじめの状況は、「解消しているもの」の割合が77.8%、「解消に向けて取組中」の割合が22.0%となっています。なお、「解消しているもの」についても、いじめの加害行為が止んだ後も学校等が継続して児童生徒を支援するなど、組織的な支援体制の整備が進んでいます。

いじめ問題については、学校のみならず、家庭や地域が正しい理解のもと、互いに協力して取り組んでいく必要があります。このようないじめ防止に向けた県民総ぐるみの取組を推進するため、県教育委員会では「『高知家』いじめ予防等プログラム」(令和2年3月)及び追補版(令和4年4月)を作成し、教職員の校内研修や、地域での研修会等で活用が進められています。

5 人権尊重への主な取組

児童虐待防止に向けて、児童相談所や市町村の児童家庭相談体制を強化するための取組や意識の醸成を図るための啓発などを行うとともに、令和2年3月に改定した高知県人権教育推進プランに基づき、人権が尊重された学校づくりへの支援、教職員や市町村担当者への研修等を実施しました。

また、いじめ問題の解決に向けて、人権尊重の意識が確立されるよう学校での教育や保護者等への啓発、教育相談の充実等の取組を実施しました。

児童相談所の組織・運営体制の強化

- ・児童相談所機能強化アドバイザーの招へい
- ・児童虐待対応専門家（弁護士）の委嘱

市町村の児童家庭相談体制の強化や要保護児童対策地域協議会の活動強化

- ・市町村職員のアセスメント等の相談対応力や専門性の向上に向けた研修や助言の実施

児童虐待予防等の取組

- ・虐待防止の意識醸成等を図るための官民協働によるオレンジリボン運動の実施（児童虐待防止月間：11月）

高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

- ・こどもの発達を支える生徒指導に関する調査研究事業
指定地域：3市・3中学校
- ・夢・志を育む学級運営のための実践研究事業
推進地域：1市 推進校：3小学校
- ・社会に開かれた生徒指導実践研究事業
推進地域：1校区 推進校：1中学校

スクールカウンセラー等活用事業

全公立小・中・高・特別支援学校に配置

スクールソーシャルワーカー活用事業

全市町村・学校組合に配置、全県立学校に配置

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「子どもの表現受け止めて」
地域子育て支援センター「いるかひろば」
理事長 土居 寿美子 氏
掲 載 日：令和5年11月23日（木・祝）

講師派遣事業（（公財）高知県人権啓発センター）

「子ども」をテーマとした研修：16回
受講者：758人

高齢者

1 現状

我が国は現在、出生率の低下による少子化と平均寿命の伸びによる高齢化が進行しています。令和5年10月1日現在の人口推計における本県の65歳以上の高齢人口は、約242千人で、県人口の36.3%を占め、県民の3.6人に1人が65歳以上という高齢社会を迎えています。

県では、令和6年3月に「高知県高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業支援計画」を策定し、高齢者の権利擁護に向けた取組等を推進しています。

2 課題

高齢者は、「お金」「健康」「孤独」の3つの不安を抱えていると言われていきます。悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおったり、親切に接して信用させるなどして、年金や貯蓄などの大切な財産を奪おうと狙っています。特に認知症の高齢者は悪質業者から狙われやすく、被害額も高額になる傾向があるため、一人暮らしの高齢者等が被害に遭わないよう見守り体制を充実する必要があります。

また、令和4年度の高齢者に対する虐待の事実が認められた件数は、養介護施設従事者、養護者ともに増加しており、高齢者を取り巻く社会には、解決しなければならない多くの課題が残されています。

3 相談件数・対応件数

(1) 高齢者に関する相談件数

高知県高齢者・障害者権利擁護センターへの相談件数は、令和5年度は451件あり、そのうち、人権に関する相談は3件、虐待に関する相談は17件となっています。

高齢者に関する相談件数

単位：件

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
総 数	1,138	575	525	434	451
うち人権に関すること	1	2	0	3	3
うち虐待に関すること	2	7	11	11	17

(2) 消費生活相談件数

令和5年度に県立消費生活センターに寄せられた相談は2,272件でした。
そのうち60歳以上から寄せられた相談は971件で、全体の42.7%を占めています。

消費生活相談件数

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体・不明	合計
件数(件)	47	175	152	270	324	348	623	333	2,272
構成比(%)	2.1	7.7	6.7	11.9	14.3	15.3	27.4	14.7	

4 人権侵害の事例と対応

事例

高齢の母親が携帯電話ショップに行ったところ、店員に「キャッシュバックをするので、系列Aのクレジットカードを作って欲しい。」と強引に勧められ、仕方なく契約をしたそう。母親からその話を聞き、ショップに問い合わせたところ、「カードが届いたらハサミを入れて廃棄してもらえばいい。解約の手続きは不要。」と言われた。クレジットカードが届いたので確認したところ、系列のネット銀行Bの口座が無断で作られ、支払口座として登録されていた。契約方法に問題があるので、契約そのものを取り消して欲しい。

対応

ショップはAの代理店のため、Aに管理義務があることを伝え、Aのカスタマーセンター、クレジットカード協会、経済産業省の消費者相談窓口を案内し、契約の問題点を情報提供するように勧めたところ了承された。併せて、B銀行の解約窓口を案内した。

5 人権尊重への主な取組

(1) 権利擁護等

養介護施設従事者等向け権利擁護研修として、組織としてどのように高齢者虐待防止に取り組むべきかを学ぶため、施設長や管理者、リーダー等向けの研修を実施しました。

また、市町村や地域包括支援センターの職員を対象とした、権利擁護の取組を推進するための研修を実施しました。

管理者・施設長・リーダー・中堅職員向け高齢者虐待防止・権利擁護研修

①テーマ：管理者・施設長向け研修

開催日：令和6年1月12日（金）

参加者：118人

②テーマ：リーダー・中堅職員向け研修

開催日：【居宅系事業所向け】令和5年8月28日（月）

【養介護施設向け】令和6年1月18日（木）

参加者：【居宅系事業所向け】96人

【養介護施設向け】63人

市町村・地域包括支援センター職員等向け研修会

①テーマ：養護者による高齢者虐待への対応

開催日：令和5年6月19日（月）

参加者：106人

②テーマ：仕事と介護の両立～オリジナルの介護体制づくり～

（高知市共催）

開催日：令和6年1月13日（土）

参加者：14人

人権啓発研修ハートフルセミナー

映画上映・講演会

「ぼけますから、よろしくお願いします。

～おかえりお母さん～」

講師：信友 直子 氏（映画監督）

開催日：令和6年2月25日（日）

参加者：141人



講師派遣事業（（公財）高知県人権啓発センター）

「高齢者」をテーマとした研修：14回

受講者：287人

（２）消費者トラブルの防止

多様化する悪質商法等による消費者トラブルに陥らないよう、最近の事例を交えた情報提供と正しい知識や対処法の習得、被害の未然防止を目的に、消費生活出前講座を開催しました。また、ラジオ、情報誌等による情報提供を行いました。

消費生活出前講座

高齢者・高齢者周辺者消費生活出前講座	22 回開催	参加者：540 人
集落活動センター出前講座	1 回開催	参加者：15 人

情報提供

- ・ラジオ広報「高知県からのお知らせ」 30 回
- ・情報誌「くらしネット kochi」 4 回
- ・地域見守り情報 14 回
- ・悪質商法撃退カレンダー 4,500 部
(地域包括支援センターを通じて高齢者へ配布)

障害者

1 現状

県では、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」（平成 9 年）の制定や、共生社会の実現を目指して「第 3 期高知県障害者計画」（令和 5 年 3 月）を策定し、「障害福祉計画」や「日本一の健康長寿県構想」に基づく取組などとあわせて、障害のある人が、地域で安心して日常生活や社会生活を営むことができるための施策を推進しています。

国においても、「障害者権利条約」の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、障害者基本法の改正をはじめ、障害者総合支援法や障害者虐待防止法、障害者差別解消法の施行、障害者雇用促進法の改正など、施策の見直しも進められていますが、周りの人たちの障害に対する理解が十分でないことなどにより、障害のある人やその家族にとっての社会的障壁は、完全になくなっていない状況です。

こうした中、障害者差別解消法の改正（令和 3 年 5 月）による民間事業者の合理的配慮の提供の義務化（令和 6 年 4 月施行）や、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の公布・施行（令和 4 年 5 月）なども踏まえ、県では障害を理由とする差別の解消に向けた取組や障害特性に応じた情報保障の取組を社会全体で進めるために、「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」を令和 6 年 4 月に施行しました。

2 課題

障害者差別解消法（平成 28 年 4 月施行）の施行後も、障害のある人が障害を理由とする不当な差別を受けたり、障害のない人を前提とした事物や制度等の社会的障壁、周りの人の理解不足によって、障害のある人が暮らしにくさを感じている状況があります。

今回の県条例の施行とあわせて、広く県民に対して法の趣旨や適切な対応方法などの周知や啓発に取り組むとともに、障害者の権利擁護として幅広く対応していく必要があります。

3 相談件数・対応件数

(1) 障害者差別解消法に関する相談件数

単位：件

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
不当な差別的取扱い	2	1	2	1	3
合理的配慮の不提供	1	9	3	8	6
環境の整備	2	1	2	3	1
総 数	5	11	7	12	10

※県・市町村集計

(2) 高知県高齢者・障害者権利擁護センター

高知県高齢者・障害者権利擁護センターは、障害のある人や家族等が抱えている人権や財産などの問題に、専門の相談員が、電話や面接により相談に応じています（相談料は無料・委託先：（福）高知県社会福祉協議会）。

受付時間：8:30～17:15 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。）

また、使用者による障害者虐待についての通報・届出の受理や市町村等からの要請に基づき、高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チーム（高知弁護士会、高知県社会福祉士会で構成）の派遣調整等も行っています。

高知県高齢者・障害者権利擁護センターへの相談件数

単位：件

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
総 数	45	61	78	60	52
うち人権・法律相談	7	13	22	19	19

(3) 障害者虐待に関する相談・届出

障害者虐待防止法は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。

虐待は絶対にあってはならないことですが、虐待と気づかないまま起きているおそれもあります。

障害者への虐待は、特定の人や家庭、場所ではなく、どこでも起こりうる問題です。

また、虐待している人に虐待している認識がない場合や、虐待をされている人が虐待だと認識できないで、自分から被害を訴えられない場合があります。

障害者虐待の対応状況等

単位：件

年度		養護者による虐待	障害者福祉施設従事者等による虐待	使用者による虐待 (高知労働局からの情報提供によるもの)	合計
元年度	相談・通報・届け出	26	10	21	57
	虐待の事実が認められた件数	4	1		5
2年度	相談・通報・届け出	20	11	16	47
	虐待の事実が認められた件数	5	1		6
3年度	相談・通報・届け出	29	16	16	61
	虐待の事実が認められた件数	13	1		14
4年度	相談・通報・届け出	34	20	13	67
	虐待の事実が認められた件数	17	7		24
5年度	相談・通報・届け出	39	35	9	83
	虐待の事実が認められた件数	16	16		32

4 人権侵害の事例と対応

事例

- ・ 障害者施設での本人の行動を制限するための不適切な対応
- ・ 就労している障害者の時間外労働に対する割増賃金の未払いなど

対応

- ・ 相談内容によって、助言や適当な相談窓口を紹介
- ・ 虐待が疑われるものについては、対応窓口（市町村または労働局）へ通報
- ・ 障害者福祉施設従事者等による虐待については、虐待の事実が認められたものは、必要に応じて行政としての権限を行使

5 人権尊重への主な取組

障害者虐待防止、権利擁護研修

- ・ 行政職員対象研修 令和5年7月25日（火） 受講者 28人
- ・ 施設従事者対象
 - 施設長・管理者 令和5年10月30日（月）
受講者：88人（会場・オンライン配信）
 - リーダー 令和5年11月24日（金）
受講者：83人（会場・オンライン配信）
 - 中堅職員 令和5年8月17日（木）
受講者：100人（会場・オンライン配信）

障害者週間（毎年12月3日～9日）の啓発

障害特性や障害のある人への県民の理解を深めるとともに、共生社会を目指す機運を醸成するため、啓発事業を実施した。

障害者作品展の開催

開催日：令和5年11月18日（土）

出品団体：17団体

販売出品：2,477点

作品展示：65点

パネル展示：12点

障害者美術展（スピリットアート）

開催日：令和5年10月6日（金）～10月15日（日）

入場者：3,382人

	絵画	工芸	写真	書道	立体作品等	計
応募作品数	365	110	28	255	109	867
展示作品数	98	53	12	56	70	289

世界自閉症啓発デー（毎年4月2日）

映画上映：「梅切らぬバカ」

共催：高知県自閉症協会

上映日：令和5年6月25日（日）

参加者：161人



人権啓発研修ヒューマンパワー育成講座

講演会：「企業における障害者雇用」

講師：且田 久雄 氏（(株) エフピコダックス代表取締役会長）

開催日：第1回 令和5年9月20日（月）

第2回 令和5年12月18日（月）

参加者：第1回 81社 82名

第2回 36社 36名

講師派遣事業（（公財）高知県人権啓発センター）

「障害者」をテーマとした研修：38回

受講者：1,183人

高齢者・障害者（共通）

I 日常生活自立支援事業

1 現状

地域において生活している高齢者や障害のある人の中には、認知症や障害等の状況によって判断が十分にできないという方がいます。

2 課題

判断が十分にできない方の中には、日常生活に必要なサービス等を受けられないほか、詐欺まがいの手口で不必要なものを購入させられたりする経済的被害や、家族や親族に年金を使われたり、借入れをさせられる等の経済的な虐待を受けている方がいることから、何らかの対応が必要です。

3 相談件数・対応件数

認知症や障害等のため判断能力が十分でない方が地域において自立した生活を送ることができるように高知県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）が実施している「日常生活自立支援事業」の対応件数等は、下記5のとおりです。

4 人権侵害の事例と対応

- ・ 不必要な高額商品を買わされるなど、詐欺あるいは詐欺まがいの手口で経済的な損失を被る。
- ・ 家族に金銭管理を頼んでいたが、実際は使い込まれており、生活に必要な支払が滞るなど、家族・親族からの経済的な虐待を受ける。

5 人権尊重への主な取組

- （１）認知症や障害等のため判断能力が十分でない方が地域において自立した生活を送ることができるように、県社協による「日常生活自立支援事業」（県社協が市町村の社会福祉協議会（以下、「市町村社協」という。）へ委託し、本人、県社協及び市町村社協で三者契約を締結）を実施しました。

※日常生活自立支援事業は、高齢や障害などの事情によって地域で生活する判断能力が十分でない方の生活支援のための事業。市町村社協の専門員と生活支援員が連携しながら、本人の生活に関わる相談支援を行い、

併せて福祉サービス利用料や日常的な金銭の管理といった「生活に関わるお金の心配事」にも踏み込んで、一体的に支援を行う事業。（社会福祉法第2条第3項第12号）

日常生活自立支援事業 利用者数

単位：人

区 分	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
認知症高齢者	241	248	243	234	223
知的障害のある人	223	233	233	243	242
精神障害のある人	156	172	205	215	221
その他	64	69	61	58	47
合 計	684	722	742	750	733

日常生活自立支援事業 新規契約締結数

単位：人

区 分	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
認知症高齢者	71	71	62	61	49
知的障害のある人	18	27	17	11	11
精神障害のある人	34	30	33	28	32
その他	14	16	10	8	5
合 計	137	144	122	108	97

（２）個別支援のための関係機関との連携体制の構築を支援する専門員を県社協に配置しました。

専門員研修

＜初任者研修＞

内 容： ①日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助）とは
②契約・支援・解約等の基本的事務処理について

開催日：令和5年4月27日（木）

講 師：社会福祉法人黒潮町社会福祉協議会 主任 澳本 剛 氏

参加者：23人

< 現任研修 >

内 容：①信託の基本知識

②記録の基本～個別支援において必要なポイント～

③日常生活自立支援事業 様式の記載方法

開催日：令和 5 年 12 月 15 日（金）

講 師：①一般社団法人信託協会 藤田 敏夫 氏

②高知県立大学社会福祉学部 教授 西内 章 氏

③高知県社会福祉協議会 地域・生活支援課

参加者：32 人

Ⅱ 成年後見制度

1 現状

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々を支援する成年後見制度の利用を支援する体制づくりが市町村において進みつつあります。

2 課題

成年後見制度の利用促進に関し総合的・計画的な取組を推進するため、成年後見制度利用促進法に基づき、必要な人が、その人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援のネットワークの構築等、利用促進に向けた取組の更なる推進が求められています。

3 人権尊重への主な取組

（１）市町村職員等を対象とした研修会を開催

< 基礎編 >

開催日：令和 5 年 7 月 13 日（木）

内 容：①講義「中核機関の役割と地域連携ネットワークづくりの意義」

②報告

県内中核機関の実践～タイプの異なる中核機関の取組を知る～

③講義 本人を中心にしたチームづくりと意思決定支援

④行政説明

高知県の市町村支援と高知県権利擁護支援ネットワークの取組

参加者：79 人

<実践編>

開催日：令和5年8月14日（月）

内 容：①講義「市町村、中核機関の実務～首長申立ての実際～・首長
申立ての考え方、プロセス 等」
②講義「家庭裁判所との連携」

参加者：66人

<相談編>

開催日：令和5年9月4日（月）

内 容：講義・演習「ひとりひとりのニーズにあった権利擁護支援のため
の中核機関、専門職の役割」

参加者：64人

（２）中核機関整備市町村の職員等による意見交換会の開催

開催日：令和5年9月4日（月）

内 容：中核機関フェイスシートを活用した各機関の取組状況の発表や
意見交換・情報交換を実施

参加者：31人

H I V感染者等

I エイズ患者・H I V感染者等

1 現状

エイズに対する誤った知識や思い込みから、感染した人やその家族等を差別や偏見で苦しめてしまうことがあります。

H I Vやエイズをはじめ感染症は、特殊な病気ではなく、誰もがかかる可能性があるため、国や県ではエイズに関するさまざまな情報の提供や取組を行っています。

2 課題

様々な情報の提供や取組を行っていますが、いまなお「日常生活でも感染してしまう」、「男性同性愛者がかかる病気である」等といった誤った認識や偏見が存在しています。

3 相談件数・対応件数

(1) 相談件数・対応件数

県内5つの福祉保健所及び高知市保健所では、H I Vに関する相談を受け付けており、令和5年度の相談件数は114件でした。

なお、令和5年度に把握した人権侵害の事例はありませんでした。

相談件数（各保健所）

単位：件

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
H I V相談件数	109	59	30	63	114

(2) 主な相談内容

- ・感染経路と予防方法について
- ・主な症状について
- ・感染した可能性があることへの不安
- ・検査するタイミングについて

4 人権尊重への主な取組

保健所や市町村、関係機関との連携を図り、エイズ等についての正しい教育・啓発を実施しました。

「H I V検査普及週間（令和5年6月1日～7日）」

H I V時間外検査・相談の実施：6件（うち相談0件）

「世界エイズデー（令和5年12月1日）」に合わせた啓発活動

令和5年12月10日人権啓発フェスティバル（高知市中央公園）においてポスター及びレッドリボンツリー展示、またパンフレット（300部）等普及啓発素材の配布を行いました。

H I V検査・相談：8件（うち相談2件）

Ⅱ ハンセン病元患者等

1 現状

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる慢性の感染症で、かつては「らい病」と呼ばれ、体の一部が変形したり、国の強制隔離政策などにより、「伝染しやすい病気」という誤った理解が社会に広まり、偏見、差別が助長されてきました。

平成13年には強制的な隔離政策により人権を侵害されたとして、療養所の入所者等が提訴していた裁判で、国の賠償責任を認める判決が出されてからは、損失補償や名誉回復及び福祉増進を目的とした各種施策が実施されています。

全国に13ヶ所の国立ハンセン病療養所があり、令和6年5月1日現在で718人が入所しており、平均年齢は88.3歳となっています。

うち、本県出身者は、3ヶ所の療養所に7人が入所しています。

2 課題

現在もハンセン病に対して、「怖い病気」という誤った認識や、ハンセン病元患者の容姿に対しての偏見や差別が残っています。

3 人権尊重への主な取組

ハンセン病に対する偏見・差別の解消のため、中・高校生を対象に療養所訪問を行い、ハンセン病に対する正しい知識を身につける教育啓発を実施していますが、台風により中止となりました。

ボランティアグループによる療養所訪問（よさこい踊り等の披露）

- ・国立療養所長島愛生園（岡山県）：令和５年１０月５日（木）
参加人数：１９人（県担当課同行者２人を含む）
- ・国立療養所大島青松園（香川県）：新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりました。

「人権啓発フェスティバル」で啓発冊子を配布

人権啓発フェスティバルに参加し、啓発のための展示を行うとともに、啓発冊子の配付を行いました。また、啓発冊子は、研修教材として活用していただくよう人権啓発センターにも提供しました。

ポスタージャック

人権啓発電車・バス・列車運行事業に参加し、人権啓発電車に、啓発のためのポスターを掲示しました。

パネル展示

県庁正面玄関ホール及びオーテピアにおいて、啓発のためのパネル展示を実施しました。

Ⅲ 新型コロナウイルス感染者等

1 現状

令和2（2020）年に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的にまん延し、同年、本県でも初めて感染者が確認され、その後感染が拡大し、我々の生活や経済に大きな影響を及ぼしました。

これまでの間、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をなくすために、公式ホームページや広報誌、新聞広告、テレビCMのほか、啓発チラシやポスター、啓発冊子の配布、相談窓口の設置などの取組を実施してきましたが、新型コロナウイルス感染症の位置づけが令和5年5月8日より「5類感染症」となりました。

2 課題

今後、新たな感染症が発生した場合は、新型コロナウイルス感染症のまん延過程で発生した人権上の問題への対応事例を踏まえて、感染症等への差別や誹謗中傷を防止するために、適切な時期に啓発を実施するとともに、一人ひとりの人権が尊重されるための取組を進めていく必要があります。

3 相談件数・対応件数

令和5年度に受け付けた新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見についての相談は、県人権・男女共同参画課、公益財団法人高知県人権啓発センター、高知県新型コロナウイルス問合せ窓口、高知県立精神保健福祉センターへはありませんでした。

4 人権尊重への主な取組

新型コロナウイルス感染症の位置づけが「5類感染症」となったことから、人権尊重への取組は実施していませんが、今後、新たな感染症が発生した場合には、新型コロナウイルス感染症のまん延過程で発生した人権上の問題を踏まえて、感染者への差別や誹謗中傷を防止するための取組を行います。

外国人

1 現状

令和5年6月末日現在、県内の在留外国人数は、5,663人となっています。

国籍・地域別ではベトナムが1,366人と最も多く、中国937人、フィリピン822人、インドネシア739人と続いています。令和5年は前年（令和4年6月末時点 5,038人）に比べ625人、約12%の増加となっています。

言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、文化の多様性、外国人の生活習慣等への相互理解を進め、多文化共生社会を実現するうえで、継続して異文化理解推進に取り組むことが必要となっています。

2 課題

近年、技能実習生を中心に在留外国人数が急増しており、今後も増加する見込みですが、その一方で県内各施設の多言語対応や日本語教育など、多文化共生社会に向けた県内の取組が十分に進んでいないことが課題です。

3 相談件数・対応件数

相談件数

令和元年5月31日に開設された「高知県外国人生活相談センター（ココフォーレ）」における相談件数（人権に関する相談含む）は、令和4年度の638件から令和5年度は826件と、外国人労働者の増加に伴い、年々増加しています。

主な相談内容としては「入管手続」にすることが最も多く、次に、「雇用・労働」、「出産・子育て」となっています。

令和５年度 相談内容別内訳（高知県外国人生活相談センター）

	入管手続	雇用・労働	社会保険・年金	税金	医療	出産・子育て	教育（学校・大学・国際学校など）	日本語学習
件数（件）	214	143	15	8	32	56	23	34
構成比（％）	25.9	17.3	1.8	1.0	3.9	6.8	2.9	4.1
	防災・災害	住宅	身分関係 結婚/離婚 /DV等	交通・ 運転免許	翻訳・通訳	福祉	マイナンバー	手続一般
件数（件）	3	26	54	39	53	6	2	27
構成比（％）	0.4	3.1	6.5	4.7	6.4	0.7	0.2	3.3
	その他	合 計						
件数（件）	91	826						
構成比（％）	11.0	100.0						

４ 人権侵害の事例と対応

高知県外国人生活相談センターでは、県内に在住する外国人からの人権に関する相談も受け付けています。

事例

コミュニティ内での差別やいじめに関する相談など

対応

センター主催の無料法律相談会で弁護士が対応するほか、労働基準監督署への相談を促すなど

５ 人権尊重への主な取組

国際理解教育の推進による差別意識の解消への取組

- ・多文化共生講座２回 参加者： ５７人
- ・多文化共生出前講座５回 参加者：１３３人
- ・親子で学ぶ国際理解講座１回 参加者： １２人
- ・生活相談窓口の設置

設置場所：高知県外国人生活相談センター（令和元年５月３１日開設）

高知市本町４－１－３７丸の内ビル１Ｆ

TEL（０８８）８２１－６４４０

- ・外国語人権相談ダイヤル（法務省）

TEL 0570-090911（平日 9:00～17:00）

対応言語：英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語
ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語
タイ語

日本語教育の推進による日常生活の不安解消の取組

- ・日本語講座初級・初中級、はたらくための日本語 参加者：42人
- ・昼間の日本語講座 参加者：22人
- ・オンライン日本語講座 参加者：45人
- ・日本語ボランティア向け研修
 - 集合研修 12回 参加者：159人
 - 実地研修 15回 延べ参加者：61人
- ・オンデマンド動画教材の作成・公開 本数：1本
- ・やさしい日本語セミナー 1回 参加者：33人

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

- ・タイトル：「やさしい日本語で包括的な社会を」

高知県文化国際課 日本語教育総括コーディネーター

尾崎 裕子 氏

掲載日：令和5年8月17日（木）

- ・タイトル：「共に暮らし育む共感の日々」

タレント・漫画家 星野 ルネ 氏

掲載日：令和5年10月25日（水）

人権啓発研修ハートフルセミナー

講演会：「違いを楽しもう！」

アフリカ少年の毎日が多様性

講師：タレント・漫画家 星野 ルネ 氏

開催日：令和5年11月12日（日）

参加者：83人



講師派遣事業（（公財）高知県人権啓発センター）

「外国人」をテーマとした研修：5回

受講者：269人

犯罪被害者等

1 現状

犯罪被害者とその家族は、事件そのものによる直接的な被害に加え、収入の途絶やその後の弁護士費用、医療費の増加などの経済的負担、捜査や裁判の段階での精神的・時間的な負担、過剰な取材や報道など、被害後に生じる問題（二次被害）に苦しめられ、被害からの早期の回復や軽減につながらない事例も少なくありません。

こうした状況を踏まえ、県、市町村、民間支援団体などの関係機関が一層の連携を図り、必要な支援を被害直後から途切れることなく提供することができる体制を構築し、犯罪被害者等を支えることで、誰もが安心して暮らすことができる地域社会をつくることを目指す「高知県犯罪被害者等支援条例」を、令和2年4月1日から施行しました。また、令和3年3月には犯罪被害者の方々に対する支援を総合的・計画的に推進するために、犯罪被害者等の支援に関する指針を策定し、各種支援施策に取り組んでいます。

2 課題

多くの犯罪被害者とその家族は、直接的な被害に加え、被害後に生じる二次被害からの回復のため、長期にわたる適切な支援が必要ですが、犯罪被害者等は社会の例外的な存在であって、自分たちとは関係ないという誤った認識や、犯罪被害者等は特別に公的に守られ、尊重され、加害者からの弁済に加えて十分な支援が受けられることで容易に被害から回復できているという誤解による無理解があります。

犯罪被害者等の誰もが、望む場所で必要な時にいつでも、情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられた支援が受けられる切れ目のない支援体制を充実する必要があります。

3 相談件数・対応件数

令和2年度から県民生活課内に設置している「犯罪被害者等支援相談窓口」における令和5年度の電話・面談等による相談件数は、令和4年度から4件増加し24件でした。

また、こうち被害者支援センターの令和5年度の相談及び支援件数は、令和4年度から29件減少し732件でした。

相談件数（高知県犯罪被害者等支援相談窓口）

単位：件

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
電話・面談相談件数	110	47	20	24

相談及び支援件数（認定 NPO 法人こうち被害者支援センター）

単位：件

項 目	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
電話・面談相談件数	614	421	446	443	433
直接支援件数	323	353	341	318	299
合 計	937	774	787	761	732

※直接支援：病院・裁判所等への付き添い、生活支援、自宅訪問等

4 人権侵害の事例と対応

事例

関係機関に寄せられた相談

- ・事件がネットに載り、心ないコメントの書き込みがたくさんあった。
- ・加害者やその周囲の人から、被害者に落ち度があるかのような噂を流され、中傷された。

対応

- ・法律相談など利用できる制度の説明や助言を行うとともに、相談内容に応じ、関係する支援機関へ繋いだ。

5 人権尊重への主な取組

犯罪被害者等の受けた被害を察する心や、相手の気持ちになって考えられる力を身に付ける教育・啓発を推進するとともに、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実を図るため、以下の取組を実施しました。

（１）犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発の推進

広報媒体等での啓発実施

- ・ポスター、リーフレット、チラシ、ステッカー等、各種広報媒体による啓発（市町村、関係機関、コンビニ、学校等へ配布）

- ・ラジオ、X（旧 Twitter）、新聞、市町村・事業者団体広報誌、メルマガ（年3回）など
- ・「安全安心まちづくりひろば」における啓発活動
（令和5年10月15日（日）イオンモール高知）



高知県犯罪被害者等の支援に関する指針
（リーフレット）



二次被害防止に係るポスター

関係機関が実施する啓発への支援

「犯罪被害者週間」における講演会（こうち被害者支援センター主催）への参加

（令和5年12月16日（土）高知市立自由民権記念館「民権ホール」）

「命の大切さを学ぶ教室」の開催

県警察の被害者支援室等では、犯罪被害者等を講演者とする「命の大切さを学ぶ教室」を中学校4校、高校5校で開催し、命の大切さに対する意識の向上や、他者を思いやる気持ちの醸成につながりました。

自転車交通安全教室の開催

県警察では、スケアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教室を県内の中学・高校で12回開催し、交通事故の恐ろしさを実感してもらい、交通ルールの遵守を呼びかけるとともに、交通事故被害者遺族の手記を紹介し、子どもを亡くした親の思い、命の大切さなどについての理解を深め、被害者への配慮や協力していく意識の醸成を図りました。

犯罪被害の実態や現状に関する講義の実施

県警察の被害者支援室職員が、高知大学医学部及び高知県立大学看護学部において「犯罪被害について知っておいてほしいこと～性被害の実態とその支援」と題して講義を行い、性犯罪被害を中心にその実態や現状を知ることにより、犯罪被害者等の思いや立場を理解し、「社会全体で被害者を支える」という意識を醸成するとともに、自らも犯罪に巻き込まれないための「心構え」を促しました。

女性に対する人権侵害の現状について知るとともに、人権侵害事象の解消と女性の人権について学ぶ機会を提供するための講演会を実施

（こうち男女共同参画センター、こうち被害者支援センター共催）

テーマ：「人権を守り幸せに生きる性の学び『おうち性教育』のすすめ」

講師：一般社団法人“人間と性”教育研究協議会会員、日本思春期学会
名誉会員 村瀬 幸浩 氏

開催日：令和6年3月3日（日）

参加者：会場受講 54 名、オンライン受講 162 名、オンデマンド視聴回数 236 回

（２）犯罪被害者等への相談・支援体制の充実

関係機関との情報共有・支援

- ・市町村担当課長会及び担当者会

令和5年6月、7月に実施

担当者会は事例を用いたロールプレイ方式による実践的な研修を実施

- ・東部地区（安芸市）及び西部地区（四万十市）における出張法律相談の会場提供（共催・年12回）

経済的支援制度

- ・高知県犯罪被害者等支援事業費補助金（令和3年4月～）

生活資金、転居費用、再提訴費用の補助

- ・法律相談支援（高知弁護士会との協定）（令和3年6月～）

- ・性暴力被害者サポートセンターこうちにおける性犯罪被害者の医療費公費負担、法律相談、カウンセリング費用の助成（県委託業務）

- ・犯罪被害給付制度

- ・県警察における各種公費負担制度

（性犯罪被害者の医療費、精神科医等における医療費等、司法解剖後の遺体搬送費等、緊急避難場所使用料に係る公費負担など）

- ・日本司法支援センター（法テラス）における被害者の弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談などの支援

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：『『分からない』を受け入れる』

近畿大学国際学部 准教授 村山 綾 氏

掲 載 日：令和5年12月20日（水）

人権啓発研修ハートフルセミナー

講演会：「なぜ人は被害者を責めるのか」

講 師：近畿大学国際学部 准教授 村山 綾 氏

開催日：令和6年2月17日（土）

参加者：108人



講師派遣事業（（公財）高知県人権啓発センター）

「犯罪被害者等」をテーマとした研修：2回

受講者：60人

インターネットによる人権侵害

1 現状

インターネットを悪用した誹謗中傷や、掲示板等への差別的な書き込みなど、その匿名性、情報発信の容易さを逆手に取った人権侵害が続いています。

令和4（2022）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、関心がある人権問題として「インターネットによる人権侵害」の割合が最も高く、前回調査より12.6ポイント（42.4%→55.0%）増加しており、また、「インターネットによる人権侵害」に関する人権上の問題点としては、「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」、「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」、「差別を助長する表現を掲載する」、「知らない間に自分のことが掲載されている」などが上位になっています。

2 課題

インターネットによる人権侵害の特徴は、加害の容易性、匿名性、被害の急速・拡大化、被害の回復の困難性にあります。（特に被害の拡大する速さは他の人権侵害行為に見られない性質です。）

また、リベンジポルノのように、一旦インターネット上に画像や情報が載ってしまうと、完全に情報を削除することは不可能で、人権侵害の被害が長期に及ぶなど、影響は甚大です。

3 相談件数・対応件数

高知地方法務局が令和5年に取り扱ったインターネット上の人権侵害情報に係る人権相談件数は11件で、令和4年に比べると17件減少しています。また、人権侵犯事件数は2件と令和4年に比べると、1件増加しています。

インターネット上の人権侵害情報に係る人権相談（1～12月：高知地方法務局）

単位：件

	元年	2年	3年	4年	5年
相談件数	26	34	35	28	11

インターネットを悪用した人権侵犯事件（1～12月：高知地方法務局）

単位：件

	元年	2年	3年	4年	5年
人権侵犯件数	10	28	5	1	2

4 人権侵害の事例と対応

- ・インターネット上でのプライバシーの侵害に関する投稿
- ・インターネット上での名誉毀損、誹謗中傷

5 人権尊重への主な取組

インターネットによる人権侵害を予防するための教育や啓発を進めるとともに、インターネット上の情報の監視や関係機関での情報共有等を行いました。

(1) 教育

子どもたちをネットトラブルの被害者にも加害者にもさせないために、学校での情報モラル教育の推進と、保護者等への啓発活動の両面で取組を実施しました。

併せて、「情報モラル教育実践ハンドブック」等の指導資料の活用について研修等で周知し、未然防止の取組を推進しています。

学校ネットパトロール（業者委託）

- ・学校非公式サイトや SNS 等の定期検索
(中・高等学校：年 6 回、小・特別支援学校：年 3 回)
※緊急性の高い事案については、市町村教育委員会や学校に情報提供し、対応を依頼するとともに、24 時間継続監視しています。

学校及び P T A 等への人権教育研修への支援

38 回

(2) 啓発

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「言葉は正しさより優しさ」

タレント スマイリーキクチ 氏

掲 載 日：令和 5 年 9 月 20 日（水）

人権啓発研修ハートフルセミナー

講演会：「インターネットリテラシー講座

～言葉の責任 ネットの被害者・加害者にならないために～

講師：タレント スマイリーキクチ 氏

開催日：令和5年10月29日（日）

参加者：60人



講師派遣事業（（公財）高知県人権啓発センター）

「インターネットによる人権侵害」をテーマとした研修：14回

参加者：676人

出前講座（こうち男女共同参画センター主催）

「SNS、メディア」をテーマとした講座：5件

参加者：107人

災害と人権

1 現状

県では、近い将来発生が予想されている南海トラフ地震に備えて、南海トラフ地震対策行動計画（第5期 令和4年度～令和6年度）を策定し、「命を守る」対策、その助かった「命をつなぐ」対策、「生活を立ち上げる」対策に取り組んでいます。

この中で、東日本大震災など過去の災害での人権侵害の事例を教訓として、要配慮者への配慮や、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への留意に関する取組を進めています。

具体的には、災害時の人権配慮に係る県民意識の醸成や防災施策への女性参画の促進、避難行動要支援者の命を守るための個別避難計画の作成、多様性に配慮した避難所運営マニュアルのバージョンアップ、福祉避難所の運営体制の充実等に取り組んでいます。

2 課題

防災分野における女性の参画や女性リーダーの育成が課題となっており、県の令和3年度からの「こうち男女共同参画プラン」において、防災分野における男女共同参画の推進を重点的に取り組むべき項目として位置付けています。

また、災害時要配慮者への対策として促進している、個別避難計画の作成や避難所運営マニュアルのバージョンアップ、福祉避難所の運営体制の充実などは十分でないことから、引き続き市町村の取組を支援していきます。

3 人権尊重への主な取組

一般の避難所において、要配慮者の円滑な受け入れができるよう、引き続き、市町村における避難所運営マニュアルのバージョンアップや資機材整備を支援します。

災害時や災害後においても災害時要配慮者に対して人権に配慮した適切な対応が行えるよう、要配慮者対策を推進しました。



災害時要配慮者の避難支援の手引き
(概要版) (平成 26 年 3 月)



避難所における要配慮者支援ガイド
(令和 2 年 8 月)

要配慮者の避難支援対策

- ・「避難支援の手引き（平成 25 年度作成）」の活用周知
 - ・「要配慮者避難支援対策事業費補助金」による支援（平成 27 年度創設）
 - ・地域への名簿提供同意者のうち、計画作成の優先度が高い方（※）の個別避難計画作成率 66.5%（令和 6 年 3 月末現在）
 - ・「災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン」（令和 3 年度改定）
- （※）令和 3 年 5 月に改定された国の取組指針において、避難行動要支援者名簿のうち優先度が高い方の計画を概ね令和 7 年度までに作成することが示された。

在住外国人への防災・災害情報の提供

南海トラフ地震対策パンフレット（5 か国語、やさしい日本語）・携帯カード（6 か国語）・高知市津波ハザードマップ（3 か国語）の配布



上段左から英語、中国語（簡体字）、韓国語

下段左からインドネシア語、ベトナム語、やさしい日本語

福祉避難所の整備促進

- ・福祉避難所指定数
34 市町村 248 施設 10,596 人分（令和 6 年 3 月末現在）
- ・「福祉避難所指定促進等事業費補助金」による支援（平成 24 年度創設）
- ・「福祉避難所運営訓練マニュアル」（平成 26 年度作成）
- ・「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」（令和 3 年度改定）
- ・「福祉避難所設置・運営マニュアル（案）」（令和 3 年度作成）
- ・「福祉避難所開設・運営訓練シナリオ例」（令和 3 年度作成）

災害ボランティア活動支援（実施主体：高知県社会福祉協議会）

- ・災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議：令和 5 年 11 月 8 日（水）
- ・各種研修会の開催
 - 運営基礎研修：令和 5 年 10 月 3 日（火）
 - 中核スタッフ研修：令和 6 年 1 月 10 日（水）
 - 所長研修：令和 6 年 2 月 26 日（月）

避難所等における手話や要約筆記による情報保障ボランティア登録事業

聴覚障害者を対象とした情報保障ボランティア：146 人登録

防災分野における男女共同参画の推進

（実施主体：こうち男女共同参画センター「ソーレ」）

主に次の 2 点の啓発を目的として様々な取組を実施

- ①防災・減災対策へジェンダーの視点を反映することによる防災意識の向上及びその重要性の周知
- ②災害・防災分野における女性リーダーの養成・資質向上及び女性リーダーの継続的な地域での活躍の支援

人材育成事業（実施主体：こうち男女共同参画センター「ソーレ」）

女性防災プロジェクト

男女共同参画の視点による災害対応の取組や復興支援策が各地域で実践されている状況を創出することに加え、当講座を受講し女性リーダーとなった者が被災地の復興に向けた議論にも参画していくことを目的に実施
全 6 回・参加者：延べ 88 人

防災啓発事業（実施主体：こうち男女共同参画センター「ソーレ」）

防災に男女共同参画の視点を取り入れることの重要性を広く県民に周知することを目的に実施

講師：アウトドア防災ガイド あんどうりす

参加者：309 人（オンデマンド）

講師派遣事業（（公財）高知県人権啓発センター）

「災害と人権」をテーマとした研修： 8 回

受講者：283 人

性的指向・性自認

1 現状

性的指向（どのような性別の人を好きになるか）は人によって様々に分かれています。同性愛者・両性愛者や、生物学的な性と性自認（自分の性をどのように認識しているか）とが一致しない人（いわゆるトランスジェンダー）などは、ある企業の調査によると、人口の 8.9%と算出されています。

こうした性的少数者が直面する問題に対して、地方自治体が同性同士のカップルを婚姻に準ずる関係と認めて証明書を発行するパートナーシップ制度が導入されたり、企業や学校でも人権に配慮した取組が進められています。

2 課題

性的指向や性自認についての理解不足や誤った認識により、性的少数者が心ない発言に傷つけられたり、不当な扱いを受けることがなくなるよう啓発等の取組を行っていく必要があります。

3 相談件数・対応件数

令和 5 年度に受け付けた相談件数は、こうち男女共同参画センター「ソーレ」が 17 件、県人権・男女共同参画課が 5 件でした。

なお、令和 5 年度に把握した人権侵害の事例はありませんでした。

4 人権尊重への主な取組

講師派遣事業（（公財）高知県人権啓発センター）

「性的指向・性自認」をテーマとした研修： 18 回

受講者：437 人

その他の人権課題

I 刑を終えて出所した人

1 現状

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難性等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実は厳しい状況にあります。

2 課題

刑を終えて出所した人の社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要ですが、就職や住居の確保の際の偏見や差別意識の解消は極めて厳しい状況です。

3 相談件数・対応件数

令和5年度の地域生活定着支援センターでの依頼・相談件数は42件で、令和4年度と比較すると5件減少しています。

なお、令和5年度に把握した人権侵害の事例はありませんでした。

保護観察所等からの依頼・相談件数（地域生活定着支援センター）

単位：件

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
特別調整	コーディネート	18	12	12	14	14
	フォローアップ	21	22	23	21	19
相談支援		17	22	14	12	9
計		56	56	49	47	42

※特別調整とは、退所後の適当な帰住予定地が確保されていない者を対象に帰住予定地の確保も含めた生活環境の調整を行うことです。

4 人権尊重への主な取組

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者が退所後直ちに必要な福祉サービス等を受けることができるよう、その準備を矯正施設入所中から保護観察所と協働して進めるため設置している「高知県地域生活定着支援センター」（委託先：県社協）を通じて、矯正施設退所者の社会復帰を支援しました。

＜支援の内容＞

- | | |
|-------------------------|---------------|
| 1 福祉サービスのニーズ確認 | 2 受入先施設等のあっせん |
| 3 福祉サービス等に係る申請支援 | 4 受入施設等への助言 |
| 5 その他本人・関係者への相談対応・助言・支援 | |

第2期高知県再犯防止推進計画の策定（計画期間：令和6年度～令和10年度）

犯罪をした者等が多様化する社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するよう、国の再犯防止推進計画に設定されている5つの基本方針を勘案し、本県の実情に応じた再犯防止に関する施策を推進するための計画です。

中国・四国ブロック刑務所出所者等に対する福祉支援に係る協議会

開催日：令和6年2月19日（月）

参加者：79人

Ⅱ ハラスメント問題

1 現状

職場におけるハラスメントについては、働く人の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分に発揮することへの妨げになるものです。

高知労働局や高知県労働委員会への労働相談件数は、年々増加傾向にあり、ハラスメント問題は労働相談全般における、最も多くの割合を占めるものとなっています。

2 課題

各種ハラスメントの発生の原因や背景として、ハラスメント行為者に自身の言動や行為の内容について認識がないことや、役割分担意識が依然として残っていること、妊娠や出産への理解がないこと等が挙げられます。

令和2年6月1日に改正労働施策総合推進法（いわゆるパワハラ防止法）が施行され、令和4年4月からは中小企業にも防止措置が義務付けられました。今後、ますます個々の認識及び役割分担意識を変えていくなど、ハラスメント防止対策に取り組んでいくことが必要となります。

3 相談件数・対応件数

高知労働局雇用環境・均等室への相談件数

単位：件

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
いじめ、嫌がらせ・パワハラ※	427	606	598	697	899
セクシュアルハラスメント	24	36	45	52	51
マタニティハラスメント	18	33	26	31	66

※令和4年4月1日から労働施策総合推進法のパワハラ防止措置等に関する規定が全面適用となったことから、令和4年度からは、パワハラ相談の件数を含んでいます。

高知県労働委員会への相談件数

単位：件

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
セクハラ	9	10	10	8	9
パワハラ・嫌がらせ	133	154	120	115	167

4 人権侵害の事例と対応

高知県労働委員会では、職場におけるハラスメントについて、相談を受け付けています。

事例

高知県労働委員会に対し、県内在住の労働者等から、「パワハラ・嫌がせ」や「セクハラ」に関する相談などが寄せられた。

対応

ハラスメントの定義・事業主の防止措置の義務などについて説明し、社内の相談窓口等への相談や、相談しても対応してもらえない場合等は、助言・指導の権限がある労働局の雇用環境・均等室への相談を勧めるなどした。

5 人権尊重への主な取組

ワークライフバランス推進事業

仕事と家庭の両立の支援や女性の活躍・健康経営の推進など、誰もが働きやすく従業員の方々が働き続けられる職場環境づくりに取り組む企業を県が幅広く認証し、支援する事業

延べ認証企業：777 社（令和 6 年 3 月末）

事業主等へのハラスメント防止対策等の啓発

こうち労政情報

県民を対象とした啓発

- ・就職活動を行う高校生、大学生、専門学校生に対し労働条件などを説明するリーフレット「働くルール知っていますか？」において相談窓口を紹介
- ・ハラスメント等の相談窓口の広報の実施

市町村・地域での研修等への講師派遣

ソーレサポーター講師派遣（ハラスメント）： 13 回

受講者：1,926 人

講師派遣事業（（公財）高知県人権啓発センター）

「ハラスメント」をテーマとした研修： 22 回

受講者：596 人

参考：人権に関する相談窓口など

人権全般

相談内容	機関名	相談時間	電話番号
人権全般に関する こと	高知地方法務局人権擁護課 「みんなの人権110番」	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	0570-003-110
	高知県子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課		088-823-9804
	(公財)高知県人権啓発センター	月～金 8:30～12:00 13:00～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-821-4681
	法テラス高知	月～金 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)	050-3383-5577
	高知弁護士会	月～金 10:00～12:00 13:00～16:00 (年末年始、祝日を除く)	088-822-4867 (相談予約専用番号)
		月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)	088-872-0324 (代表電話)

同和問題

相談内容	機関名	相談時間	電話番号
同和問題に関する こと	高知地方法務局人権擁護課 「みんなの人権110番」	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	0570-003-110
	高知県子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課		088-823-9804
	高知県教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課		088-821-4932
	(公財)高知県人権啓発センター	月～金 8:30～12:00 13:00～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-821-4681

女性

相 談 内 容	機 関 名	相 談 時 間	電 話 番 号
DV被害に関する相談	DV相談プラス（内閣府）	電話・メール相談 24時間チャット相談 毎日 12:00～22:00 URL: https://soudanplus.jp/	0120-279-889
DV被害（男女とも）、 ストーカー被害、離婚問題、家庭問題 など	高知県女性相談支援センター	電話相談 月～金 9:00～17:15 18:00～22:00 土日祝 9:00～20:00 （年末年始除く） 来所相談 月～金 9:00～17:15 （年末年始除く）	088-833-0783
女性の様々な悩み や、日常生活のなか で直面する問題、不安や心配ごとに関する こと	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」	毎日 9:00～12:00、 13:00～17:00 （第2水曜日・祝日・ 年末年始を除く）	088-873-9555
男性の悩みや不安、 ストレスなどについて	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」	（要予約）毎月 第1火曜日、第2金曜日、第 3・4水曜日 18:00～20:00	088-873-9100
職場におけるセクシ ュアル・ハラスメン ト、育児・介護休業等 に関すること	高知労働局雇用環境・均等室	月～金 8:30～17:15 （年末年始、祝日を除く）	088-885-6041
性犯罪被害、DV被害、 ストーカー被害、被害者支援などに関 する相談	高知県警察本部警務部 県民支援相談課警察総合相談室 性犯罪、DV、ストーカー等相談 電話	24時間対応	088-873-0110
女性の人権侵害に関 する相談	女性の人権ホットライン	月～金 8:30～17:15 （時間外・土・日・祝日等は 留守番電話で受付）	0570-070-810 （ナビダイヤル）

子ども

相談内容	機関名	相談時間	電話番号
不登校やいじめ、学校生活全般、問題行動等について	高知県心の教育センター	電話相談 月～金 9:00～17:00 (年末年始、祝日、休日を除く)	088-821-9909
		来所相談(要予約、年末年始、祝日、休日を除く) 【心の教育センター (高知市)】 月～金、土曜日(第1・第3)、日曜日(第5を除く) 9:00～17:00 【東部相談室(田野町)】 木曜日 10:00～17:00 【西部相談室(四万十市)】 火曜日 10:00～17:00	
		Eメール相談 相談時間: 24時間 返信期間 月～金 (祝日、休日、年末年始を除く)	
		24時間子どもSOS ダイヤル(無料)	
親権・虐待など子どもの権利に関する法律相談	「子どもの権利110番」 高知弁護士会	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)	088-872-0324 (代表)
子どもの養育、虐待、不登校や非行、障害などに関すること (18歳未満)	高知県中央児童相談所	来所相談(原則予約相談) 月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-821-6700 (代表)
	高知県幡多児童相談所	◎虐待通告については 24時間対応	0880-37-3159

子ども

相 談 内 容	機 関 名	相 談 時 間	電 話 番 号
子育てに関するトラブルや子育てでの悩み、虐待などに関する相談	「子どもと家庭の110番」 児童家庭支援センター高知 みその	9:00～18:00 (年末年始を除く)	088-872-0099
虐待に関する相談 (お近くの児童相談所につながります)	児童相談所虐待対応ダイヤル 「189」(いちはやく)	24時間受付(年中無休)	189
子育てや親子関係について悩んだときに、こども(18歳未満)とその保護者の方などが相談できる窓口	児童相談所相談専用ダイヤル	24時間受付(年中無休)	0120-189-783 (全国共通フリーダイヤル)
	親子のための相談LINE	月～金 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)	【親子のための 相談LINE】 
いじめ、虐待など、子どもの人権問題に関する相談	こどもの人権110番 法務省	月～金 8:30～17:15 (時間外・土・日・祝日等は留守番電話で受付)	0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)
		こどもの人権 SOS-eメール 相談時間: 24時間 返信期間: 月～金 8:30～17:15	webフォーム から送信
		LINE相談 月～金 8:30～17:15	https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html
非行や青少年の問題行動、いじめ、青少年の悩みなどに関する相談	高知県警察本部生活安全部 少年課 少年サポートセンター 「ヤングテレホン」	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-825-0110 088-822-0809

高齢者

相談内容	機関名	相談時間	電話番号
高齢者福祉全般についての相談	高齢者総合相談 (高知県高齢者・障害者権利擁護センター)	一般相談 月～金 9:00～16:00 (年末年始、祝日を除く)	088-875-0110
		法律相談(予約制) 毎月第1・3木曜日 13:00～15:00 (年末年始、祝日を除く)	
認知症についての相談	認知症コールセンター (公社)認知症の人と家族の会 高知県支部	月～金 10:00～16:00 (年末年始、祝日を除く)	088-821-2818

障害者

相談内容	機関名	相談時間	電話番号
認知症の人や知的・精神障害のある人など、自己決定能力支援が必要な人々が自立した地域生活を送れるための支援について	(社福)高知県社会福祉協議会	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-844-9019
障害のある人やその家族が抱える権利擁護などの問題に関する事	高知県高齢者・障害者権利擁護センター	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-850-7770
障害を理由とする差別や合理的配慮の提供に関する事	高知県子ども・福祉政策部 障害福祉課	月～金 9:00～12:00 13:00～16:30 (年末年始、祝日を除く)	088-823-9837
	お住まいの市町村の 障害福祉担当窓口	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	(各市町村にお問い 合わせください)

障害者

相談内容	機関名	相談時間	電話番号
精神障害のある人の 保健医療及び社会復 帰などに関する事	高知県精神保健福祉センター 「心のテレ相談」	月～金 13:00～15:00 (年末年始、祝日を除く)	088-823-0600
	高知県子ども・福祉政策部 障害保健支援課	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-823-9669
	県内各福祉保健所 安芸福祉保健所 中央東福祉保健所 中央西福祉保健所 須崎福祉保健所 幡多福祉保健所	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	0887-34-3177 0887-53-3173 0889-22-1247 0889-42-1875 0880-34-5124
	高知市保健所健康増進課		088-803-8005
	高知市健康福祉部障がい福祉課		088-823-9378

HIV感染者等

相談内容	機関名	相談時間	電話番号
エイズ患者・HIV 感染者・その他感染 症に関する事	高知県健康政策部 健康対策課(感染症担当)	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-823-9677
	県内各福祉保健所 安芸福祉保健所 中央東福祉保健所 中央西福祉保健所 須崎福祉保健所 幡多福祉保健所		0887-34-3177 0887-52-4594 0889-22-1249 0889-42-1875 0880-34-9056
	高知市保健所地域保健課		088-822-0477

HIV 感染者等

相 談 内 容	機 関 名	相 談 時 間	電 話 番 号
ハンセン病に関する こと	高知県健康政策部 健康対策課(難病担当)	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-823-9684
新型コロナウイルス 感染症に関すること	高知県子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課	月～金 8:30～12:00 13:00～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-823-9804
	(公財)高知県人権啓発センター		088-821-4681

外国人

相 談 内 容	機 関 名	相 談 時 間	電 話 番 号
外国人の人権・生活 相談	高知県外国人生活相談センター 「ココフォーレ」	月～土 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く) (対応言語: 英語、中国語、 韓国語、ベトナム語、インド ネシア語等)	088-821-6440
外国語による人権相 談	法務省人権擁護局 「外国語人権相談ダイヤル」	月～金 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く) (対応言語: 英語、中国語、韓 国語、フィリピン語、ポル トガル語、ベトナム語、ネ パール語、スペイン語、イ ンドネシア語、タイ語)	0570-090-911 (ナビダイヤル)
外国人と外国人を雇 用する事業所からの 相談	高知県外国人生活相談センター 「ココフォーレ」	月～土 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く) (対応言語: 英語、中国語、 韓国語、ベトナム語、イン ドネシア語等)	088-821-6440

犯罪被害者等

相 談 内 容	機 関 名	相 談 時 間	電 話 番 号
犯罪被害に関する こと	警察総合相談電話	24 時間対応	088-823-9110 #9110
	性犯罪被害相談電話	24 時間対応	#8103
	高知県警察本部警務部 県民支援相談課被害者支援室 「犯罪被害者ホットライン」	24 時間対応	088-871-3110
	高知県警察本部警務部 県民支援相談課警察総合相談室 性犯罪・DV・ストーカー等相談電 話	24 時間対応	088-873-0110
	高知県文化生活部県民生活課 犯罪被害者等支援相談窓口	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00 (年末年始、祝日を除く)	088-823-9340
	認定特定非営利活動法人 こうち被害者支援センター	月～金 10:00～16:00 (年末年始、祝日を除く) ※土日祝日の 7:30～22:00 は 全国被害者支援ネットワー クのサポートセンターにつ ながります。	088-854-7867
	法テラス高知	月～金 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)	050-3383-5577
	犯罪被害者支援ダイヤル	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)	0120-079714 (IP 電話からは 03-6745-5601)
	高知地方検察庁 「被害者ホットライン」	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-872-9190 (ファックス 兼用)
	性暴力被害者サポートセンター こうち (コーラルコール)	月～土 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く) ※夜間・休日など上記以外の 時間は、国が設置する夜間 休日コールセンターにつな がります	0120-835-350 (フリーダイヤル) 080-9833-3500 #8891
	市町村の犯罪被害者等に対する 総合的対応窓口	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	(各市町村にお問い 合わせください)

インターネットによる人権侵害

相 談 内 容	機 関 名	相 談 時 間	電 話 番 号
インターネットによる人権侵害に関する こと	高知地方法務局人権擁護課 「みんなの人権 110 番」	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	0570-003-110
	高知県子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課		088-823-9804
	【公立学校対象】 高知県教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課		088-821-4932
	(公財)高知県人権啓発センター	月～金 8:30～12:00 13:00～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-821-4681
	違法有害情報相談センター	24 時間受付	web フォームから 送信

災害と人権

相 談 内 容	機 関 名	相 談 時 間	電 話 番 号
災害時の人権への配 慮に関する研修など について	【公立学校対象】 高知県教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課	月～金 8:30～12:00 13:00～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-821-4932
	(公財)高知県人権啓発センター		088-821-4681

性的指向・性自認

相 談 内 容	機 関 名	相 談 時 間	電 話 番 号
性的指向や性自認を理由とする様々な悩みや、日常生活のなかで直面する問題、不安や心配ごとに関すること	こうち男女共同参画センター「ソーレ」 (にじいろコール)	毎月第4土曜日 13:30～16:30	0120-56-2416 (フリーダイヤル)

その他の人権課題（ハラスメント等）

相 談 内 容	機 関 名	相 談 時 間	電 話 番 号
職場におけるハラスメント等に関する こと	高知労働局雇用環境・均等室	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-885-6041
	高知県労働委員会	月～金 8:30～12:00 13:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)	088-821-4645

市町村の人権担当課や福祉センター、市民館、町民館等においても、人権に関する相談を受け付けています。